

令和4年度～令和6年度

静岡市調整池利活用事業社会実験
事業者募集要項

静岡市建設局土木部河川課・土木事務所

令和5年1月

(令和6年2月更新)

1 実施の目的

調整池は、雨水を一時的に貯留することにより河川への負担を軽減し、洪水被害を防ぐための重要な施設です。大雨時には施設内に雨水が流入・滞水することから、管理者以外は立入禁止とし、閉鎖的な管理を行ってきました。

一方で、防災インフラとして市街地の各所に整備されており、洪水調整に必要な貯留機能を確保するために広大な面積を有する施設も多く、地域のオープンスペース需要への対応として平常時には調整池の内部をグラウンドとして使用するなど、行政が主体となって有効に活用している事例もあります。

こうした事例から、調整池は市街地内において活用可能性のある公共空間と捉えられますが、行政が主体となって活用を行うためには、施設整備や安全管理面での対策として有人管理が必要となるなど、財政面の負担が増加します。しかし、民間事業者との連携により集客・収益性のある施設を設置することができれば、周辺エリアにおける新たな魅力づくりに貢献するだけでなく、行政側の維持管理負担や使用料収入等による財政負担の軽減も期待できます。

調整池の民間活用を検討するにあたっては、貯留機能の維持と平常時の利用を両立しつつ、安全管理をどの様に行うのか、運用面での公民の役割分担や、民間事業としての収益性の確保が課題と考えられます。

そこで、民間事業者による調整池の利活用に向けた具体的な検討を進めるため、実際に市内の調整池を利用した社会実験を実施します。

本社会実験は、調整池の利活用を希望する民間事業者から、調整池の平常時の利活用アイデアを募集し、実際に市が保有する調整池で一時的に利活用事業を実施していただくことにより、利活用時の課題の抽出や周辺地域に与える影響等の効果の検証を行うことを目的とします。

2 実施内容

(1) 実施方法

静岡市が保有する調整池について、利活用を希望する民間事業者（以下「参加事業者」とする。）から提案を募集します。

市は、本募集要項の要件を満たす利活用事業の提案を行った参加事業者と、社会実験の実施に関する協定（以下「実施協定」とする。）を締結し、参加事業者は、法定外公物土地占用許可（以下「占用許可」とする。）を受けた上で事業を行います。

参加事業者は、市から占用許可を受けた期間において、提案内容に基づき調整池の利活用事業を実施します。

(2) 実施期間

本社会実験の参加事業者の募集期間、及び予定される占用許可の期間は、次のとおりとします。

ア 参加事業者の募集期間

令和5年1月19日（木）9時 から 令和6年12月27日（金）17時 まで

イ 予定される占用許可の期間

静岡市法定外公物管理条例（平成15年静岡市条例第252号）第4条第1項に基づく占用許可の日から令和7年2月28日（金）までの期間内で、参加事業者が希望する1ヵ月以上1年以内の期間（施設内での準備作業及び片付けの期間を含む。）

(3) 対象施設

本社会実験の対象とする調整池は、次の6施設とします。

施設名	所在地	面積	貯留量	管理者
桜藪川調整池	葵区瀬名六丁目地内	2,340㎡	4,000㎥	河川課
東静岡1号調整池	葵区長沼南地内	3,927㎡	3,980㎥	河川課
東静岡2号調整池	駿河区東静岡二丁目地内	6,360㎡	3,491㎥	河川課
上原池	清水区上原一丁目地内	10,000㎡	17,500㎥	土木事務所
能島調整池	清水区北脇新田地内	13,593㎡	35,494㎥	土木事務所
押切南調整池	清水区押切地内	13,703㎡	59,682㎥	土木事務所

(4) 予定される占用料

本社会実験に係る調整池の占用料は、以下のとおりが予定されます。

なお、占用の期間に1年未満の端数があるときは、月割計算とします。

ア 工作物の設置を伴うもの 300円/㎡/年

イ 工作物の設置を伴わないもの 160円/㎡/年

(5) 実施の流れ

本社会実験の実施の流れは、次に示すとおりです。

参加事業者は、実施計画書の提出前までに、必ず、事前協議を行ってください。事前協議が不十分であった場合や、実施計画書その他の提出書類に不備があった場合には、参加事業者が希望する利活用事業の実施（開始）日までに、提案審査及び実施協定の締結手続きを完了できないことがあります。

内 容	実施時期・期間等
① 事前協議 概ねの提案内容や実施条件等の確認のため、市と参加事業者で協議を実施します。また、必要に応じて近隣地域に事前説明等を行います。	参加申込書の受付後、随時 ※初回の協議から協議完了までに、1ヵ月程度の期間を要する場合があります。
② 現地調査 <u>※希望する場合のみ実施</u> 必要に応じて、市と立ち合いにより、現地調査を実施します。	随時
③ 実施計画書の提出 参加事業者から、利活用事業の実施計画書、その他の提案書類等を提出していただきます。	事前協議の完了後 ※令和6年12月27日(金)までに受付を完了してください。
④ 提案審査 市が、参加事業者からの提案内容を審査し、利活用事業として認定します。	実施計画書の受付から2週間～1ヵ月程度
⑤ 実施協定の締結※ 市と参加事業者間において、社会実験の実施協定を締結します。また、参加事業者は、市から占用許可を受けます。	事業の認定から1ヵ月程度
⑥ 利活用事業の実施 参加事業者が、実施計画書及び実施協定に基づき、調整池の利活用事業を実施します。	占用許可の期間 (参加事業者が希望する1ヵ月以上1年以内の期間)
⑦ 実施報告書の提出 参加事業者が、利活用事業の実施状況を取りまとめた実施報告書(任意の様式)を、市に提出します。内容や提出頻度等は、事前に市と協議してください。	利活用事業の実施中及び終了後
⑧ 効果の検証 利活用時の課題や事業実施の効果について、参加事業者に対し、市がヒアリング調査等を実施します。	利活用事業の実施中及び終了後

※河川課が管理する施設は、実施協定の締結を河川課、占用許可を土木管理課が実施。

土木事務所が管理する施設は、実施協定の締結及び占用許可を土木事務所が実施。

3 参加事業者の資格条件

(1) 参加資格

参加事業者は、次の資格要件を満たす者とします。

- ア 参加事業者は、提案した利活用事業を実施できる能力を有する民間企業、NPO法人等の法人、個人事業主、各種団体等とする。
- イ 参加事業者は、単独又はグループ（複数の企業・団体等の共同体）とし、グループで参加する場合は、実施計画書の提出時に、グループの構成員全てを明らかにし、各々の役割分担を明確にすること。

(2) 欠格事項

実施計画書の提出時に、次のいずれかに該当する者は、参加事業者及び参加事業者の構成員になることはできません。

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
- イ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第255号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）
- ウ 静岡市入札参加停止等措置要綱（平成24年4月1日施行）による入札参加停止の措置を受けている者。ただし、市長が認める場合は、この限りではない。
- エ 暴力団員等（静岡市暴力団排除条例（平成25年静岡市条例第11号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）、暴力団員（同条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）の配偶者（暴力団員と生計を一にする配偶者で、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む。）及び暴力団員等と密接な関係を有するものであるおそれがあると市長が認める者
- オ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者
- カ 無差別大量殺人を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条に規定する観察処分を受けた者

4 利活用事業の提案条件

(1) 基本事項

利活用事業の提案は、次の全てを満たす内容としてください。

- ア 本募集要項及び実施協定に則り、参加事業者の責任及び負担において、確実に実施できる内容であること。
- イ 不特定多数の市民が利用でき、かつ周辺地域の課題解決や賑わい創出などの効果が期待できる内容であること。
- ウ 工作物を設置する場合は、調整池の機能及び目的を阻害しない仕様・構造とすること。ただし、調整池の貯留量に余裕がある場合には、市とあらかじめ協議をした上で、その余裕の範囲内で工作物を設置することも可能とする。

(2) 提案の対象外となるもの

次に掲げるものは、利活用事業の提案の対象外とします。

- ア 政治的又は宗教的活動
- イ 青少年等に有害な影響を与える物販、サービス提供等
- ウ 騒音や異臭など、著しく周辺環境を損なうことが予想される行為
- エ 公序良俗に反し、又は反社会的な破壊の恐れがある活動
- オ その他、静岡市が本事業との関連性が低いと判断する行為

(3) 提案に係る留意事項

参加事業者は、次の事項に留意して提案を行ってください。

- ア 市及び近隣地域との協議調整を行うとともに、協議段階において変更等が生じても、柔軟に対応すること。
- イ 提案書類の提出前までに、参加事業者の責任において、関係法令等の遵守事項の確認及び必要に応じて関係公官庁との協議を行うこと。なお、本社会実験実施時の法令適合のリスクは、参加事業者に帰属するものとする。
- ウ 提案書類の作成及び提出に係る費用は、全て参加事業者の負担とする。
- エ 提案書類の著作権は、参加事業者に帰属するが、市への提出後に返却は行わない。市は、本社会実験の実施に係る目的以外において、参加事業者に無断でこれを使用しない。
- オ 提案書類の提出後に、次の事項のいずれかに該当すると認められる場合には、利活用事業の認定及び占用許可を取り消すものとする。
 - a) 提案書類に虚偽の記載があった場合
 - b) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
 - c) 本募集要項に定める手続きを遵守しない場合

(4) 占有許可の手続

参加事業者は、実施協定の締結後、法定外公共物の土地の占有に当たり必要な手続きを速やかに行ってください。

5 社会実験実施上の条件

本社会実験の参加にあたっては、次の事項を必須条件とします。詳細については、実施協定の締結前までに、市と参加事業者で協議を行い、決定します。

(1) 工作物の管理

参加事業者は、調整池内の除草、清掃、点検等を行い、適切に管理すること。また、参加事業者が本社会実験のために設置する工作物については、参加事業者の責任と費用において管理すること。

(2) 事故等への対応

参加事業者は、その責めに帰する事由により、市又は第三者に損害が生じたときは、その損害を賠償する責めを負うこと。また、社会実験の実施に関し第三者から苦情が出された場合には、市と協力してその解決に努めること。

(3) 大雨時の安全対策

参加事業者は、調整池の機能及び目的を阻害しないよう、提案内容を遵守するとともに、第三者の安全を確保するために必要な措置を講じること。また、参加事業者が設置する工作物の搬出等の対応が円滑に図られるよう体制を構築し、あらかじめ市と協議した上で、手順等を定めた計画等を作成すること。

(4) 収益事業の実施

本社会実験では、参加事業者が飲食店、物品販売、使用料の徴収その他の収益事業の実施することを認めるが、収益事業は参加事業者の責任において実施するものとし、関係法令を遵守した上で必要な資格者を設置すること。

(5) 調査への協力

参加事業者は、社会実験の実施中及び終了後において、市が本社会実験の効果の検証を目的として実施するヒアリング、その他の調査に協力するとともに、実施報告書の作成及び市の求めに応じて資料等の提供を行うこと。

6 提出書類

参加事業者は、郵送又は持参により、次の書類を提出してください。

参加申込書及び現地調査申込書に限り、電子メールによる提出も可能とします。

名 称	指定様式	提出時期	部数
参加申込書	様式 1	募集期間中	1 部
現地調査申込書	様式 2	募集期間中 ※希望者のみ	1 部
実施計画書	様式 3	利活用事業の 実施（開始）を 希望する日の <u>1 ヶ月前まで</u>	10 部
法定外公共物土地占用許可申請書	様式 4	実施計画書提 出時	2 部
暴力団排除に関する誓約書兼同意書	様式 5 及び別紙	実施計画書提 出時	1 部
法人の場合は登記簿謄本（法人以外の団 体にあつては相当する書類（団体名・所 在地・代表者・役員等の記載があるも の））、個人の場合は住民票の写し ※発行日が3 ヶ月以内のもの		様式 5 別紙の 添付書類と兼 ねることも可 とする	1 部
提案内容に係る資料	任意様式	実施計画書提 出時	10 部

7 提案審査の方法

(1) 提案審査の方法

河川課及び土木事務所内において実施計画書等の提出書類の内容を審査し、全ての審査項目を満たす提案を利活用事業として認定します。提案審査は、参加事業者からの提出書類の受付後に、随時実施します。

提案審査の結果により、利活用事業としての認定が受けられなかった場合でも、参加事業者が希望する場合には、実施計画書の内容変更又は修正による再提出を認め、再度、提案審査を受けることも可能とします。

(2) 提案審査の項目

提案審査は、利活用事業の的確性、実現性、本募集要項に定める提案の基本要件、出水時の対策などの実施上の条件について、別表に示す審査項目に基づき審査を行います。

参加事業者は、各審査項目に係る提案内容が確認できるよう、実施計画書及びその他の必要となる資料を作成し、提出してください。なお、提案審査に際し、必要に応じてヒアリングや追加の資料提出を求める場合があります。

(3) 審査結果の通知

提案審査の結果は、参加事業者に書面にて通知します。

(4) 利活用事業の公表

提案審査の結果、本社会実験の利活用事業として認定した提案については、実施協定締結後に、利活用事業の概要、実施期間及び参加事業者の情報を市のホームページにて公表します。

8 その他の留意事項

参加事業者は、次の事項に留意し、利活用事業を実施してください。

(1) 社会実験であることの表示

利活用事業の実施中は、「静岡市調整池利活用事業社会実験」である旨を表示し、近隣住民及び第三者に対し周知を行ってください。

(2) 身分証明書等の携行

利活用事業の実施中は、参加事業者であることが確認できる任意の身分証明証等を携行し、第三者から提示を求められた場合には、速やかに対応してください。

(3) 利活用事業の中止措置

利活用事業の実施中において、本社会実験の目的や提案内容を逸脱する行為が確認され、その後、市からの指導・警告が発せられても改善が見られない場合には、当該施設管理者の判断により占用許可の取り消しを行うことがあります。

(4) 第三者への情報漏洩

本社会実験により知り得た情報について、参加事業者が市の許可なく第三者に伝えることを禁止します。

9 定めのない事項等についての処理

この募集要項に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、法令（静岡市の条例、規則等を含む。）の定めるところによるもののほか、市と参加事業者の協議の上で処理するものとします。

10 調整池利活用事業の実施方針

静岡市では、本社会実験で得られた検証成果を踏まえて、令和6年度以降に「静岡市調整池利活用事業」を実施することを計画しています。本社会実験への参加の実績は、今後の「静岡市調整池利活用事業」の公募に際して、事業者選定のプロセスに影響を与えるものではありません。

11 問合せ・書類提出先

静岡市建設局土木部河川課 計画係

所 在 〒420-8602 静岡市葵区追手町5番1号 静岡庁舎新館6階

電 話 054-221-1087（直通）

E-Mail kasen@city.shizuoka.lg.jp

別 表

審査項目		内 容	
1	事業の的確性	周辺地域や立地等の特徴・を把握し、対象地に適合した提案となっているか	
2	事業の実現性	事業の実施方法・体制等が具体的に示され、実現性のある提案となっているか	
3	提案の基本事項	(1)	不特定多数の市民が利用できる提案となっているか
		(2)	周辺地域の課題解決や賑わい創出などの効果が期待できる提案となっているか
		(3)	工作物を設置する場合は、調整池の機能及び目的を阻害しない仕様・構造となっているか <ul style="list-style-type: none"> ・大雨時の対策として容易に撤去、移動できるもの ・調整池の貯留量を阻害しない構造 等
		(4)	提案の対象外とする事項に該当していないか <ul style="list-style-type: none"> ア 政治的または宗教的活動 イ 青少年等に有害な影響を与える物販、サービス提供等 ウ 騒音や異臭など、著しく周辺環境を損なうことが予想される行為 エ 公序良俗に反し、または反社会的な破壊の恐れがある活動 オ その他、静岡市が本事業との関連性が低いと判断する行為
4	実施上の条件	(1)	工作物の管理について、具体的に提案されているか <ul style="list-style-type: none"> ・調整池内の除草、清掃、点検等の方法 ・参加事業者が設置する工作物の管理の方法 等
		(2)	事故等への対応について、具体的に提案されているか <ul style="list-style-type: none"> ・事故等発生時の対応方法、緊急連絡体制 ・事故等防止措置、安全管理の方策 等
		(3)	大雨時の安全対策について、具体的に提案されているか <ul style="list-style-type: none"> ・利用中止等の判断基準・方法 ・第三者の安全確保の方策 ・工作物等の搬出計画 ・大雨時の対応体制 等
		(4)	社会実験の目的を理解し、実施報告書の作成やデータ収集などの事業効果の把握・検証に向けた提案がされているか